

京都市訓令甲第 31 号
市 会 事 務 局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監 査 事 務 局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項第3号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)